

参議院法務委員会會議録第十一号

昭和三十四年三月二十四日(火曜日)午前
十時五十一分開会

委員の異動

三月十九日委員大谷整潤君辞任につき、その補欠として鈴木万平君を議長において指名した。

三月二十三日委員鈴木万平君辞任につき、その補欠として大谷整潤君を議長において指名した。

本日委員柳原亨君及び江田三郎君辞任につき、その補欠として土田国太郎君及び棚橋小虎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 古池 信三君
理事 大川 光三君
高田 なほ子君
宮城 タマヨ君

委員

大谷 整潤君
小林 英三君
土田 国太郎君
野本 品吉君
龜田 得治君
北村 暢君
棚橋 小虎君
辻 武壽君

國務大臣

法務大臣 愛知 揆一君

政府委員

法務政務次官 木島 虎藏君

法務大臣官房司 津田 實君
法法制調査部長 平賀 健太君
法務省民事局長

最高裁判所
長官代理者 横田 正俊君
(事務総長)

最高裁判所
長官代理者 内藤 頼博君
(事務次長)

最高裁判所
総務課長 海部 安昌君

最高裁判所
長官代理者 守田 直君
(人事局長)

事務局側
常任委員 西村 高兄君
会専門員

説明員
法務省刑事 高橋 勝好君
局参事官

本日の会議に付した案件
○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件

(登記の一元化問題に関する件)
○盛岡地方法務局伊保内出張所庁舎等

新築に関する請願(第四七六号)
○でい酔犯罪者の保安処分法制定促進

等に関する請願(第一三二一号)(第七九〇号)(第八五五号)(第一〇〇七号)(第一〇六一号)(第一〇七五号)(第一二九八号)

○でい酔犯罪者の保安処分法制定促進に関する請願(第九五八号)(第一〇六号)(第一一四六号)

○福岡地方裁判所小倉支部庁舎等建築

促進に関する請願(第三〇六号)
○布施市に大阪地方裁判所支部設置の請願(第一四七号)

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(古池信三君) これより本日の法務委員会を開会いたします。

まず最初に檢察及び裁判の運営に関する調査をいたしまして、龜田委員から登記の一元化に関する調査の要求がございましたからこれを許可いたします。

○龜田得治君 最初に不動産登記と土地台帳、家屋台帳の一元化ということをやするには、これは当然法律の改正と

いうことが必要になるわけですが、不動産登記法の改正をしておらない現在の段階において、何かそういうものはすでに改正されたような前提に立って、いろいろな行政措置を進められて

おる、こまかい問題はいろいろあるわけなんです、この点私は非常に遺憾だと考えております。これは私本日は、当初大臣にまずこの点を聞きたい

と言っていたのがそういうことなんです、そういうやり方です、やり方自体が一体正しいと考えるかどうか、まず局長から一つその点お伺いしておきたい。

○政府委員(平賀健太君) ただいま計

画をいたしております登記簿と台帳の一元化につきましては、仰せの通り不動産登記法の改正が必要であるわけ

でございます。不動産登記法の改正につきましては、目下準備を進めております。次の通常国会に御審議を仰ぐ予定

にいたしております。ただ現在四月一日から、この一元化を準備いたすわけ

でございますが、これは現在の台帳を新しい様式に書きかえるというだけの

仕事でございます、昭和三十四年度におきましては、まだ一元化には至らないわけでございます。その手当とい

ましては、台帳の様式が異なります。関係で、土地台帳法と家屋台帳法のそ

れぞれの施行規則を改正いたしました。本年の二月一日から施行いたして

おりますので、その施行規則の改正によりまして、台帳の書きかえをやって

おる次第でございます。でありますから、昭和三十四年度の段階におきましては、まだ不動産登記法の改正は必要

でないわけでございます。

○龜田得治君 行く行くは、不動産登記法を改正しなければこれはできない仕事なんです。それは民事局自体でも

説明されておるように、その点はこれは争いが無い。そこに至る一つの手初

めとしての仕事にすでに着手しておるわけなんです。そういうことが前提で

しょう。家屋台帳なり、土地台帳法というものを廃止して、そうして不動産

登記法に一括していく、こういうことが前提になつて、先ほどのような施行

法の改正に基づく仕事をやっているわけ

でございます、それはどうです。つな

がっていない問題なんですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま申し上げましたように、昭和三十四年度に実施いたします台帳の書きかえの仕事は、もちろん一元化ということを前提としたものでございますが、またこの仕事はある程度実際にやってみないと一元化をどういうふうにするかという点について、細部の点まで決定

しかねる点があるわけでございます。何分全国の土地、建物というものは膨大な数に上っております。実際仕事に着手をしてみますという、いろいろな問題が起つてはしないか。昭和三十四年度におきましては、ある程度サンプル的に実験をいたしてみまして、その実験の結果を取り入れまして、これならば間違いないということ

で、不動産登記法の改正をいたした

りましては、腰だめの法律ができないと

も限りません。正確を期し、円滑な作業の遂行といたしましては、万全の措置といたしましてはサンプル的に実験をしてみよう。その結果を取り入れて、最終的に法律案を整えたい、そういう考えでございます。

○龜田得治君 これはしかし非常に大きな矛盾がありますね。この不動産登記法に、家屋台帳法なり土地台帳法を一括してやる。これはもう国民の権利義務と直接大きな関係が出てきますし、そういう大方針がいいとか悪いとか、そういうことがきつと国会で論

議をされてきまして、その上でこの何といひますか、それに至るまでの仕事に少しずつ着手していく、こうならなければいかぬと思うのです。不動産登記法の改正が国会に出されたって、法務省がどうにか通るか通らないか、そのときになってみなければこれはわからない。もしそれが通らないで否決されたらどうするのです。これは単にこういう不動産登記法だけの問題じゃないし、あらゆる私は役所の問題の扱い方として間違いだと思ふのです、こういうことをやるのは、非常に大きい、いろんな角度からの議論が現に出てくるわけですね。そういうことはもちろん法案を正規に出す場合に、多少の手直しはできる余地があると思う。現にあなたも令御答弁の中でおっしゃったように、サンブル的に今年はやつてみたい。しかしそのサンブル的というのは、単なるサンブルじゃないので、一元化をするという前提に立ったこれはサンブルなんです。しかしその前提というのは、まだ国会では承認を受けておらぬわけなんです。そんなことをやつていいのですか。

○政府委員(平賀健太君) 国会の御審議が、一元化の問題について本日のこのようにお呼び出して御質問を受けるわけでございますが、正式のルートといひましては、昭和三十四年度の予算案の中に、一元化の経費というのが出ております。予算案という形で本年度は国会の御審議を受けることになるわけだと思ひます。

○龜田得治君 だから私大臣に御出席を願ひたいと思つていた。法律がちゃんとまだ改正もされておらぬ、そういうときに、それに着手する費用といふものを取つていいんですか。これはまた国会の審議がごまかされていたら、そんなことは通るものじゃないですよ。それは実際問題としては、よく同じ国会に法律案と予算案と一緒に出てくる場合もあります。同時に並行的に審議していくという場合はあります。しかし予算だけ先に取つちゃう、そんなことはこれは間違ひだと思ひますがね。先ほども申し上げたように、法律が否定されたらどうするのです、次の国会で。むだずかいということになりますね。民事局長のお話だと、いやそれは予算案という格好で国会の承認をとつてらんだ、これはごまかしです。法律を作つて自分の仕事の方向といふものをほつきりさせてから予算を取るのがほんとうです。しかもそれが何か補助金を増額するとかといふような、方向としては大体わかつておるという問題であれば、これは別です。だけど三つの法律を一つに統合するといふようなことは実に重大な問題なんです。罰則もつてくるはずだし、こまかい議論はあとからしますけど、そんなことは法律を出さず、私はまあ国会議員が知らぬうちにと言ひませぬが、しかし予算書の中で端つこの方に出ておる費用ですよ。少くともその問題についてそうとつくんだ議論がされない、そういうままの状態、予算案が通つたから、これは国会で承認されたと考えてやつておる、こんな考えは私は許されぬと思ふのです。法務委員会だけじゃないですよ。どんな場合だってそうです。民事局長はきわめて理論的な方なんです。多少それは私ははつきり言へばごまかしの氣味がある

と思ふ。そういう予算の取り方は、重大な法律の変更といふものをあと回しにして、先に予算を取つちやたら、国会だつてこれは拘束されますよ、あの意味では。そこをねらつていらつしやるんなら、これは別ですがね。納得いきませんね、そういうことは。予算の形で承認をとるつもりだといふのは。

○政府委員(平賀健太君) ただいま私の説明が多少正確を欠いたかもしれないうのでございますが、本年度の予算で取りましますのは、台帳の移記、移しかえ、台帳の書きかえに要する予算になつておるわけでございます。ただその台帳の移しかえといふことは、将来における東京都台帳の一元化といふことを前提にしたものであるといふわけでありまふ。従ひまして予算が通りまして、一元化そのものについて国会が御承認になつたといふことは、これはもちろん相ならぬわけでございます。ただこの不動産登記法の改正は、改正されまして不動産登記法はかりに今回の国会に提出いたすにしまして、これは昭和三十五年四月一日から施行されることになるわけでございます。仰せの通り今度の国会に不動産登記法の改正案を出すといふことも一方法であるかとも思ふのでございますが、私もといひましては、サンブル的に実験をいたしまして、これなら間違ひないといふところで確実な実態を把握いたしました上で、最終的に法律案を決定いたしまして御審議を仰いだ方がよりいいのではないかと考へて、今回是不動産登記法の改正案の御審議はお願いしたい次第でございます。

○龜田得治君 法務大臣ちよと来られましたから、予算委員会の関係があるようですから、先に今の問題だけをお聞きしますが、今までの質疑とつと聞き返して一つ大臣の忌憚のない意見を聞いておきたいのですが、問題は、この法務省では台帳と登記簿の一元化といふ方針をきめておるのに私たちが聞いておる。それはまだ正式に御説明を聞いたことはありません。聞いたことはありませんが、そういうふうな漏れ聞いておるわけですね。そうしてそういう方向を目ざしての台帳書きかえの予算といふものを今年五千数百万円要求されておるわけですね。ところが、この仕事をすつと進めて行けば、これは当然土地台帳、家屋台帳を廃止して不動産登記法に吸収して行くといふ大きなこれは法律改正が必要になつてくるのです。これは日本の登記制度の大改革になると思ふのです。ある意味では、いろいろ権利義務にもこれは直接響いてくる問題です。ところがその法律はこの国会には出ておらぬわけですね。そういうことがよくないじゃないかといふことを今議論しているわけなんです。これは次の通常国会に出す予定だといふふうな聞くわけですが、しかし、そういうことに關連した費用を先に一部取つてしまふといふことは、私は国会の意思といふものに対して何か割り切れぬものを考へる。意思決定を求める求め方として、これは法律が多少おくれたら当然これは通るべきものだといふたようなわかり切つたものはいひです。法律が通れば、よく法律と予算とを同時に並行的に審議する場合だつてあるわけですから。しかしこれは重大な制度上の改革になるわけですね。果し

てそういう大改革が正しいのかどうかといふことは、そのこと自体をやはり国会の論議にかけてもらわなければいかぬわけですね。それから経費は、もし次の国会でそんな法改正はもう少し慎重にやるべきじゃないかといふたようなことで、だめになつた場合には大へんな問題になりますね。だから、これは私はもう国会に問題をかけるわけ方としては間違ひだと思ふのじゃないか、この点だけを、きょう実は法務大臣の御出席を求めたのは、細かい技術的なことはあとにして、これだけ非常に大きな疑問を私は持つておる。これは単にこんな問題だけではない、どんな場合でもこういうことをしちやいかぬと思ふのですが、その点大臣はどういうふうにお考えでしょう。

○國務大臣(愛知揆一君) この台帳と登記簿の一元化といふことは、結局において御指摘の通り、これは法律の改正といひますか、制度の改正といひまして、根本的に御審議を願ひなければならぬ問題であると思ひます。それからその三十四年度の問題に限つて申しますと、これは民事局長からお答えしたと思ひますけれども、ただいま着手いたしておりますことは、台帳の移しかえでございますから、まあ理屈を申すわけではございませんが、この限りにおいては、私は必ずしも一元化といふことが将来制度としてよくないのだといふような意思が国会で決定せられたような場合におきまして、必ずしも相矛盾するものではない、これはまあどういふふうな説明が私はできるのではないと思ふのでございまして、今三十四年度でやらんとされておるこの内容から申しまして、御案内

のように、従来はたとえば台帳の様式が非常に不統一であったという点、その他を改正するという点だけでも相当の私的効果があるのではないかと考えたのでございまして、終局的には私も一元化がいいと思っておりますけれども、さしむきのところ、やりたいた、またやって参りつつありますことは、必ずしも私は相矛盾するものではない、こういうふうに見えるわけでございます。

○亀田得治君　じゃ民事局長にちよつとそこを。移しかえ移しかえという言葉で先ほどからおっしゃっておるが、もう少し具体的にいつてどんなことをされるのです。この五千数百万円金は……。

○政府委員(平賀健太君)　御承知の通り、現在の台帳は昭和二十五年に税務署から法務省の出先機関であります法務局が移管を受けたものでございまして、この台帳は、従来その税務署時代に過去数次にわたって様式の改正が行われておりました、様式が幾種類かに分れております。それから当時は、課税台帳でございまして、不動産の現況把握という点に必ずしも重点が置かれていなかった時代であります。

そういう関係で記載もまちまちでありますし、それからまあ課税台帳としてさんざん使ひ古されておる関係で、中にはぼろぼろになっておるものもある。それから大規模式の帳簿でございまして、台帳だけをとって見まして、改正の必要に迫られておる台帳が相当多数に上つておる次第であります。新しい様式の用紙に、現在現に生じている台帳の記載を移しかえる、不動産の表示を移しかえるということ

でございます。

○亀田得治君　そうすると、これは確かめておきますが、現在の台帳で完備しているものはそのまま同じものを作るのですか。それを登記簿と関連させるような仕事は何もないのですか。

○政府委員(平賀健太君)　現在の台帳の記載を新しい様式の用紙に書き移す、移しかえるというだけの作業で、ただ将来の問題としては、やがてはそれが登記簿の中へ入りまして、登記簿と一元化、一体にはなりますけれども、現在の段階では台帳を新しい様式の用紙に移しかえて改正をする、それだけの作業でございまして。

○亀田得治君　それが基礎になって、一元化の際に予定されておる表題部のところへそれが移つていくのでしょ

○政府委員(平賀健太君)　その通りでございます。現在の台帳もこれをそのままいきなり登記簿の中へはさみ込みまして、一元化するということも理屈の上では不可能ではないのでありますけれども、先ほど申し上げましたように、課税台帳としてさんざん使ひ古されてきたなくなつておりました、どうも登記簿の中にはさみ込むにはさる不適当だということで、新しい用紙に台帳を書き移しまして、新しい台帳にした上で登記簿一本にしよう、そういう構想でございます。

○亀田得治君　それじゃ私がやはり申し上げた通りじゃないですか。それはなるほど台帳の移しかえということは一応言えるかもしれないけれども、それは後の登記簿に関連させてやられていくわけですね。例が適切かどうかわかり

ませんが、それは犯罪でいへばすでに実行に着手している。物を取るか取らぬか、取るまでは差しつかえないなんだけれども考えやせぬ専門家にこの例ははなはだ失礼かもしれないが、私はそういう意味で、すでに関連性をもつて一連の仕事としてこれはやられておるのであつて、こんなことを形式的に否定されても、私は否定する方がちよつとおかしいと思つたのです。だからさういうことなら大胆率直に——やはり多少実験をしてみるのだとか何だとか言わずに、私は一つの制度についていろいろな審議会等で議論する余地はあつても、実験をしてみようというのにはちよつとおかしいです、さういふ言ひの方が。実験せんだつて、あなたの方でどういふ場合にはどうなるかといったやうなことは大体予想がつくわけなんです。だからさういふあいまいな表現を用いてはちよつと納得できないのであつて、関連しておることは、これははっきりしているんですから、だからそれなら、私はやはりこの仕事はしばらくストップしてもらつて、さうして法務省の構想というものをぱっきり出してもらつて、さうしてそれに基いてやはり法律の改正案というものを提出してもらつて、そこで大いに議論すべきだと思つた。きまつた後にしてもらわなければならぬと思つた。さういふ問題に気がついた以上は、どうも君たちのやうな専門家が法務委員会にいてはつたのかとあとから言われてはまことに相済みぬですからね。つまりさういふ扱いにしてもらはぬと、これは筋が通らぬと思つたのですよ。法務大臣はどうですかね。私も納得いかぬのです。

○国務大臣(愛知揆一君)　御質疑を伺つておりますと、こもつとも点が多々あると思つた。しかし私は、御案内のようになりましてございまして、この問題についても台帳とか登記簿、それからその扱い方なども時間のある限り現場を見ておられますけれども、今民事局長が専門的に申し上げましたが、何しろ台帳というものは、御承知のようにもうとてもよこれたたり、また統一を欠いたり、何しろ途中で引き継いだものでありますから、私は少くとも先ほど申しましたように、台帳を移しかえて、これをきれいなものにする、能率化するということができれば、私はもう相当の効果があるのじゃないかと、自分でも乏しい経験でございしますが、実地を見ましてさういふ結論を得たわけでございます。しかし同時に、これは登記簿と台帳の一元化についてどう考えるかというお尋ねになりますと、まあ率直に申し上げるのではありませんが、私は一元化することがいいと思つておるのであります、将来一元化を、法制的にもその他整備することをお考えしておりますから、今犯罪の例を引いて御意見がございまして、さういふ場合にも非常に役立ち、しかしこれだけをとつて考えていただいても、これは決して悪いことではない、いいことであるといふふうに考へて、まあ編制的にしていれば別個の扱いにしたいとすることができるとはではないか。しかし一元化はぜひやりたいことである。さう考へておるわけでございます、非常にさつくばらんに申し上げると、さういふ私は考へ方でございます。

○亀田得治君　この基本方針を、法務省が一つ持つていて、その基本方針を、持った法律というものがあとから出てくる、この点私は正當じゃないと思つたのです。民事局長は先ほど予算という格好で基本方針の承認を求めらるやうな発言をされたのですが、これは私は重大だと思つてゐるのです。これは私は何を各省がやられたら、国会議員はたまたまものじゃありません。法務大臣、そんなお考えで五千数百万円というものをすつと出されたのですか。普通に見ておつたら、予算書で見えておつたら気がつかないです。それで国会の承認を一元化問題について得たというつもりでお出しになつてゐるのでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君)　五千八百百万円の予算を予算に計上してあるということによつて、一元化についての御承認を得たいという気持ではないのであります、これはあくまでも台帳の整備ということに必要予算でございまして、ですからさうと率直に申せば、将来一元化ということとは国会の御意思としていかぬのだという方一そういふやうな御決定になりました場合には、私どもの立場から言へばぜひやらしていただかなければならぬ、さういふやうに考へておりますので、今予算をお願いしたからといふので、一元化についてこれで御承認を得たといふふうには私考へるべきじゃないと思ひます。

○亀田得治君　大臣のその御答弁なら私了解できます。それならこの五千数百万円で仕事に着手されようとしておる台帳の移しかえ、整備といひますか、これは担当を、やっぱり独立して

意味があることですから、私もまた考
え方を相当変えていいわけです。そし
て、これならばこの台帳の整備それ自
体をも少しこれから検討してみたい
と思うのです。仕事は着手するわけ
ですから、これはわれわれもいろいろ意
見を持ってお話し、整備しなければなら
ぬと思つておられるのです。で、その
際にまあいろいろ問題がありますが、
法務省がおやりになるのは、先ほどか
らのお話を聞いておると、様式が統一
されておらなかったり、古過ぎるよう
な帳簿があったりいろいろするので、
それをびしっと一定したい、こういう
お話ですけども、それが必要で、
やつてもらいたいと思うのだが、私は
一番大事なのは台帳が現実と合うこと
だと思ふのです。ともかく日本全体の
不動産が台帳の中に正確に表現されて
くるということ。私はそういう仕事
に法務省が取りかかれれば、それだけで
大きな仕事になると思ふ。また必要な
ことなのです。これが登記簿と現実が
合わない、台帳を持ってこい、台帳を
持つてきたら、これも合わない、これ
が現実です。単なる移しかえでなし
に、その台帳自体がそういう乱雑で
困つてゐるから、それを整備するとい
うところに着目されるのなら、私は思
ひ切つても徹底的なやり方を、台
帳問題自体と一つ取組んでほしいと思
ふ。こまかいやり方はいろいろ問題が
出てきましようが、費用の問題なり人
員の問題が出てきますが、大臣として
は、その点の御意見はどうでしょう
か。

○国務大臣(愛知揆一君) これも全く
ごもっともなお考えでありまして、い
ゆる実態の調査ということに相当の重

きを加えまないと、おっしゃるよう
ないろいろの問題がさらに継続して残
ると思ひまして、この実態の調査につ
きましては、台帳の移しかえと相並行し
て現在の機構や予算の中でなし得る限
りのことをやつて参りたい。しかし同
時に、何しろ人員につきましては十分
ではございませんし、その他予算措置
や施設等についても十分とは申せない
現状でございますから、職員の過重負
担になるというようなことは、これは
同時に避けていかなければなりません
ので、漸を追つてたゞいま御指摘の
参りましたような点の努力を新たに
参りたいと思つておるわけでござい
ます。

○亀田得治君 一元化をしようとい
うことの提案理由なんかも、私たちある
程度了承する点もあるのですけれど
も、実際の私たちがいろいろ問題を
扱つてみて不便を感じてゐるのは、実
態を反映してゐるものがないというこ
となんです。で、そういう点が繁雑な
まま一元化なんてやつてごらんなさ
い、一元化されたものが、これがまた実
態を反映しておらぬですよ。いやそれ
はもう逐次時間をかけて、問題が起
るたびに訂正していくのだとかという
考え方もしませんが、とてもそんな
ことは計画通り行くものではありませ
ん。だから、私たちの希望したいの
は、そういう台帳の整備ということ
をしっかりとやつてもらつて、その後
にまた一元化等の問題を大いに議論
する、こういうことではない、不完全
なものを、土台を不完全にしておい
て、しよつちゅう制度をいじくつてお
るからよけいややこしくなる。私は一
元化されたつて、されたものが実態に

合はぬものですから、必ずしも今の
ままでは合ふものじやありませんか
ら、合はぬものですか、結局一元化
の前の書類はどうやつていくとか何と
かいって、よけい乱雑になりますよ。
この辺は理論的にも実際面からもよく
検討してやつてもらいませんと、さあ
手をつけた、半分ほどやつた以上おし
まいまでやらなければいかぬというよ
うなことになつちや大へんなものです
からね、筆数というものはだから私の
一番希望したいのは、むしろ台帳のほ
んとうの意味の整備、移しかえもやる
と同時に規格も統一してもらつた方が
いいのですけれども、しかし同時に一
種の国土調査ぐらゐやるつもりできつ
ちりややはりこれはやらなければいかぬ
ものですから、それをやつてもらいた
い。そういう重大な点は、法務大臣手
をつける考えがないですかね。

○国務大臣(愛知揆一君) これは全く
おっしゃる通りなんです。これは全く
の実態の調査ということが必要という
より、それが基本であるということ
はもうお説の通りなのであります。そ
で先ほど申し上げたような気持で、こ
の一元化とか書きかえとかいうことと
同時に並行的に、常時実態調査につ
いては遺憾なくやつて参りたいのであ
りますが、ただいまも御指摘がござい
ました通り、土地の筆数にしても二億
すかの筆数がある。それから建物にい
たしまして二千万戸というふうな状
態でございまして、この実態調査を
一挙にここの一年なり二年にやるとい
うことは不可能なことなのでありまし
て、かすに相当の時日をもつてしなけ
れば完璧は期し得ないと思つてあり
ます。

それからもう一つは、これも御案内
の通り、昭和四十一年の四月からメ
ートル法が実施されるというふうな、こ
れも期限を切つての問題があるもので
ありますから、それにも即応して、そ
のときにメートル法の完全実施に台帳
や登記簿の方が間に合はなくなるとい
うようなことがあつてはいけません。そ
ういう点からいつても台帳の移しか
え、あるいは方針としての一元化とい
うこともこの際進めることによつて、
これに対応する方策もおのずから生ま
れてくるのではないか、こういうふう
に考えておるわけでありまして、やら
なければならぬことが、まあ目の前に
山積しておる。そうしてこれをどう
やつてやつていくかということにつ
いては、ほんとうに私も頭を悩まし
ておるわけでございまして。それから先
般も、実際のその衝に當つて第一線では
常に苦勞しておる人たちの意見もい
ろいろさつぱらんに聞いてみたので
あります。ただいま御指摘のような
点は非常にこれらの諸君も心配してお
るわけでございまして。今後十分第一
線の人たちの意見も聞きながら、まあ私
たちの考え方を一つ一つ片づけて軌道
に乗せていきたい、これを念願にし
て、ほんとうにこれは苦勞の多いじ
な仕事でありまして、あまり一般的に
は注目されないだけに、私ももち
ろんでございまして、第一線の諸君が
非常にこれは苦勞の多い問題でござ
いまして、ただいまいろいろお話しにな
りましたようなことは一々ごもっとも
でございまして、これを何とか私ども
の仕事の上にそのお氣持を取り入れて
いきたい。しかし、元へ戻るようであ
りますが、何しろ今のところとしては

台帳の整理をしたい、移し書きを早く
やりたい、それが将来の一元化とい
うことに非常に役立ち、またメートル
法の実施等にも間に合うようになる。あ
わせてまた実態の調査というふうなこ
とを、あらためてその必要性というも
のが非常に強く認識される。ここで洗
いざらひ問題を取り上げて、要領よく
こなしていかなければならない、こ
ういう段階であると思ひます。

○亀田得治君 予算委員会から呼び
に来ておるようですから、簡単にもう一
つだけ申し上げておきますが、これは
もう大臣には大きな立場から考へてほ
しいのです。メートル法の関係も私
は考へておるのです、これはもう大へ
んなものであると実は考へておるの
です。ところがその台帳をただ移しか
えの程度で、間違つた実態と合わない
のをメートル法の中に換算して、これ
は私はもうますます将来に禍根を残す
と思ふのです。私はそれよりもメート
ル法の施行を不動産に対してやるのを
四十一年の四月一日からとなつてい
るが、場合によつては多少二、三年、
四、五年は延びてもいいから、むしろ
その実態調査をはつきりやつてもら
つて、これは法務省の人員の増員とか
いろいろなことをやらなければしな
ないのです。そうして実態調査を
やつて、同時に私はメートル法の換
算も並行してやつていってもらいた
い。それをやらずに中途半端なこと
ではだめなんです、仕事は実は三つ
あるわけですから、メートル法を入
れたら、そんなことを軽率にやられ
てはもう大へんなものです。それを
やつておるうちに、それじゃその
台帳と登記簿の統一がいいのか悪い
のか。現在では登記簿の方は

台帳の整理をしたい、移し書きを早く
やりたい、それが将来の一元化とい
うことに非常に役立ち、またメートル
法の実施等にも間に合うようになる。あ
わせてまた実態の調査というふうなこ
とを、あらためてその必要性というも
のが非常に強く認識される。ここで洗
いざらひ問題を取り上げて、要領よく
こなしていかなければならない、こ
ういう段階であると思ひます。

取引の関係だけになっていますが、むしろそっちの方はそっちとして簡単に処理できるように残しておいた方がいいのではないかと。不動産の取引なんていうものは、だんだんこれはやはり社会の進歩に従って激しくなりまして、やっぱり今の原則自体がいいんだ。しかし実態を見たかったら、しっかりと、しかもメートル法にちゃんと換算された台帳がここにありますよ、こういうふうにしたらやはり実際に適用するのじゃないかと、いろいろな議論を私はやっていたら、いろいろな議論をじゃやらないかと思う。いやそうじゃやらない、そこまですたら整備された台帳をすぐ登記簿の表題部へはめ込んだらいいんだから、そうしたらいいじゃないかという議論になるかもしれない、元を整理しないでするところにいろいろな誤解なり、憶測なり、またやろうとする方にも実は無理がある。次に、これはここで簡単に結論があるいは出ないかもしれないが、メートル法のことを今おっしゃったから、私も実はそれを考えて言っているものであつて、そういう問題があるからこそ、なお一そう実態の把握をしっかりとやってもらいたい、これは要望しておきますからね。一つ十分研究して下さい。そんなものは社会党の問題でも何でもありません。私も法律専門家としてのこれは意見なんです、あとこまかいことは一つ局長と課長にお聞きしたい。

○委員長(古池信三) 亀田委員に申し上げますが、法務大臣は退席されてよろしいですか。

○亀田得治君 けっこうです。それでは、あと若干各論的なことになるかも知れません、お聞きしますが、この台帳の整理に取りかかれるわけですが、この人員の関係ですね。これは何人くらいの方が、何人といえますか、そういう仕事が新たにふえるわけですが、どういうふうな陣容でおやりになるのですか。従来も登記関係の諸君はすつと忙しい思いをしているわけですが……

○政府委員(平賀健太君) 昭和三十四年に実施いたしますこの移しかえの事は、先ほど大臣からお話のごさいますように土地二億程度で、建物二千万戸のうち五割だけにつきまして移しかえをやるわけでありまして、ごく一部分について移しかえをやるわけのごさいまして、そのために特に法務局の職員を増員ということは必要じゃないかと思えておりまして、予算の要求にも増員ということとは掲げていないわけのごさいます。

○亀田得治君 それは、増員は要求はしなかったわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 最近この登記事件が非常にふえておりますので、増員の要求はこの一元化の関係だけじゃなくて、全般的に人員が不足しております関係で増員の要求はいたしたけれども、これは不幸にして認められませんでした。この三十四年度には、現在の法務局の職員の超過勤務、それから外部から雇い入れた臨時雇の賃金、これでまかなっていき、それからなお全国の登記所を一斉に移しかえをやるわけのごさいませんで、隣接の登記所から職員を応援に出しましてこの仕事をやっていく、要するに、この移しかえの仕事についての

手当としましては、職員の超過勤務、賃金、それから他の登記所からの事務応援、この三つの方法で処理していこうという、そういう計画でございまして……

○亀田得治君 そうすると、法務省が当初考えたよりも非常に窮屈な陣容でやるということになると思うんです。なかなかそういうことでは、現在の台帳法で認められておるような実態調査なんというものはできないでしょうし、ほんとうにあまり大した仕事になりません。先ほどの私は大臣の答弁は前提にするんですよ。大臣の答弁は、もう移しかえしたいということ一つこの段階では考えている、こういう意味だから、私はまあそういう前提でお聞きするのだから、大した仕事じゃないですね。職員を過労させたりいろいろなことをやられて、しかも実態は何も前進するわけじゃない。きたたけいものをきれいに清書するということだけですよ。これは民事局長が直接の部署の責任者ですがね。あまり意味がないんじゃないですか。そうして職員にまで恨まれて……もう大分これはひどいことになるなと心配してあります。この前の税務署から台帳を法務省が引き継いだときのことをみんなまだ忘れていませんからね。大へんなことになりました。

○政府委員(平賀健太君) 私ども亀田委員の御意見とは全く反対に、先ほど大臣も仰せられましたように、移しかえだけでも非常に意義あることだと思っております。現在台帳は非常に取扱いが不便なのであります。用紙はポロポロになっておりますし、様式は不統一で、新しい紙で現在の記載内容を

を移しかえるだけでも非常に意味のあることで、これが移しかえができただけでも、登記所の職員が非常に助かる。書きかえの作業のときはちょっとこれは超過勤務をやったりなどということはあるかもしれませんが、それができ上りました際においては、ましてこの一元化が完成しました際に、おいては、現在の二重の手間をとっておるのが一ぺんに済むということを考えますと、非常な事務の簡素化、引いては職員の負担の軽減にもなるものと私ども考えておまして、非常に意義のあることだと考えておる次第でございまして……

○亀田得治君 私は一元化を前提としないで話しているのです。これは大臣の答弁の方が局長より優先するはずですからね。だから単なる移しかえ、こういうことなら、ほんとうにきたたけを見にくいかと、ポロポロのやつだけ補充的に清書しておいたらどうですかね。根本的には先ほど申し上げたような、もっと大がかりな事業として、大蔵省にも十分納得させてやるべき問題ですよ、これは根本的には。それまでのつなぎの仕事であれば、ほんとうにポロポロで見にくいもの、そういうものだけで私はいっこうだと思っておりますがね。

○政府委員(平賀健太君) 繰り返し申し上げますように、現在の台帳というものが、もう様式が数回変わっております。紙の型もでこぼこがございまして、それと特にポロポロになっていくものだけというのをやりまして、用紙が不ぞろいになりますし、紙質もまちまちになりますし、取扱いに非常に不便なものになるわけでありまして。私どもとしても、予算節約のためにほんとうに、

悪くなっているものだけということも一応考えたのでございまして、実際台帳の現実というのを見てみますと、そういうことでは間に合わないのが実情でございまして。多少手間はかかりまされども、台帳の記載全部をやはり新しい規格の、新しいよい紙質の用紙に書きかえるということにしないと、目的を達しないと思うのでございまして。私が先ほど申し上げたように、この台帳をこういふふうにかえるというだけでも、登記所職員にとりまして、非常に取扱いが便利になるわけでありまして。まして、これは一元化を前提——将来の仕事として引き継いでやる予定であります。もしその一元化が完了すれば、さらに一段と効果を発揮するということをは先ほど申し上げた次第であります。

○亀田得治君 それは局長は自分が直接の責任者だからね、この仕事の。そういうふうには言わなければならぬでしょうが、これはよく一つも根本的な検討をやってほしいんですよ、七年が十年になつてもいいですよ。こういう仕事はほんとうの国土調査といったような角度でやらなければならぬ。不完全なものばかり幾らよけい作つたって何にもならない。それでこの超過勤務の費用というのは、この五千数百万円の予算の中で幾ら見積つてあるんです。

○政府委員(平賀健太君) 約四百五十万円でございます。

○亀田得治君 少しですな。これは実際に予算上の超過勤務の時間と実際の超過勤務との食い違いができた場合に、実際に応じて支払うるんですか。

○政府委員(平賀健太君) 先ほど申し上げましたように、全国的に見ますと、この一部の登記所におきまして、この移しかえの作業をやるわけでございまして、東京であるとか大阪であるとか、当初の予算で間に合わぬ場合には必ず内部操作をやってこれを払っていく、そういうのはつきりとした方針なのか、そこをちよつと念を押しておきたい。

か、平常の業務のために現に超過勤務をやっておると、そういう忙しいところには超過勤務を持つてくることはかなりこれは無理でございまして、超過勤務はむしろ平常業務が時間内に十分

○政府委員(平賀健太君) その点につ
きましては、超過勤務の時間の実績に
応じまして、百パーセント超過勤務手
当が出来るようにいたしたいというこ
とで計画を進めております。

○龜田得治君 この一元化のことは、

ぐらいいに一時間ずつの超過勤務と、これはもう少し計数的にこまかく検討してみるのがございますけれども、無理のいかに程度で超過勤務をやらせようというわけで、そういう忙しいとあまり私、実はこの段階では質問したくないわけなんですが、しかし、いろいろ、第三課長なんかもあっちこっちで構想を述べておられますから、こっちも関心を持たざるを得ないわけなん

です。そういうことで、二点お聞き

入れました、資金で処理していくという
ことになっています。そういう関係
で、四百五十万円といういかにも少
いようございますけれども、この一
しておくのですが、罰則というものの
範囲、台帳と不動産登記簿が統一され
た場合の罰則の範囲、そういうことは
大体どういう程度にお考えになってい

るか。もちろん、これは法案が最終的

過勤務につきましては、実際超過勤務をした時間に対応しまして、百パーセント超過勤務手当が出せるようにということで、予算の執行につきまして目

に出されるまでに、まだまだ検討の余地がある問題だと思いますが、一応の何か構想等を持っておるならお聞きしておきたい。

○政府委員(平賀健太君) 現在の台帳

○**龜田得治君** まあこの点だけちょっと念を押しておきたいんですが、あなたの方で五割だけ本年は仕事をやっていく、こう言うておるわけですから、その制度におきましては、職権で調査をしまして、台帳の記載をするという建前になっておりますので、職員が土地建物の検査をしようとする場合におきまし

て、それを拒む、あるいは妨げる、忌避

所において、初めは一問時ずつやつて
 おったが、終りの方になつたら一時間
 半とか、それくらいでないとどうも聞
 に合わぬのである、そういうふうなこ
 するという者に対しては、刑事の懲役
 罰金という罰則が規定してございます
 し、それから土地建物の現況に変更を
 生じた場合には、申告の義務が課

されておりますが、その申告の義務を

間半超過勤務をやるということになったとして必ず一時間半分のものであるわけでございます。これはやはり不

動産の現況を把握するための手段として、こういう罰則があるのでございまして、これは土地台帳法、家屋台帳法が廃止されました、不動産登記法一本になつたにしても、不動産の現況把握は、大体この罰則をそのまま不動産登記法の中に移したらいいのではなからうかというふうに考えております。

○亀田得治君　しかし、この点はそのときにまた議論をしたいと思つてい

るのですが、実際は、現在の台帳法の

必要になるわけでありまして、現在の構想におきましては、この罰則の制度は不動産登記法の中にとり入れられることになろうと思っております。

○亀田得治君　こういうふうに乗わつても實際上できておらぬわけです。罰則というのは有名無実ですね。有名の無実の理由は、その登記所の職員が調査とか、そういうことは實際上でできないわけですね。人員の關係から言っても實際上できておらぬわけです。

従つて、これは有名無実になつてお

規定されておる罰則、それをさらに拡張するようなことはない、罰則適用範囲を。そういうことですか。それは、現

○政府委員(平賀健太君) それは、現

る。だから、罰則によって、何とい

ますか、新しく予想される一元化の制

度を守っている、これは、私はあま

りそういうところへ重点を置くことは

間違いだと思う。それよりもっと、

は申し上げられませんが、大体現在の構想におきましては、現在の台帳法の罰則の規定を大体そのまま不動産登記法に移したらいいのではないかと思います。これが、間違つた登記をして、そんな法律で規定されておる登記所の職員が実態把握ができるようないろいろな裏づけですね、これが大事なんです。これが、間違つた登記をして、そんなに

喜んでゐる人もない、根本的には。だ

す。これを拡張することとは、今のところ考えておりません。

○亀田得治君 これはまあ三つの法律が一つになるものですから、拡張するから、あまり霸則なんかに重点を置くことは、まあこれも課題として研究してほしいですな。こういう意見を持つておる者があるということ。確定案

として皆さんのもとにはまだないわけ

て、何か拡張されたような結果になる
 ことがありますね、よく。そういう考
 えはないということなら、一応そうい
 ことで承わっております。

ですからね。もう一つは、戦域の関係
 の問題ですが、今まで登記簿の扱いは
 司法書士がやっておる。これも何か私
 たちの聞く情報では、調査士がそれ

援う、
 こういふふうなことも聞くんでは

いまの構想でございまして、なお現在の罰則の運用なんかも考えまして、あるいはさらに強化する必要があるという場合も生じないとは限りませんけれども、これはいろいろ聞くわけですがね、真相は一体どういうふうなところにきておるのですか。

○政府委員（平賀建太君） その点につ

（五）現任の制度から申します

では確定的なことは申し上げることができないのでございます。今の構想であるとか、測量であるとか、申告であるとか、台帳の関係で、土地家屋の調査で

るとかいうのは、土地家屋調査士の業務になっておるのであります。不動産登記の関係では、登記の方の申請は、これは司法書士の業務になっておるわけでございます。これが一元化の蹊の

問題でございしますが、一元化いたしま

すと、現在では台帳の申告ということ
が不動産登記法に移って参りまして、
登記の申請ということになってくるわ
けでございます。その関係で、従来台
帳の申告に相当しておりましたところ

の登記の申請、これを土地家屋調査士

の業務範囲とするか、司法書士の業務範囲とするか、ということについて、仰せの通り、これは問題があるわけයිございます。そういう点もござい

ので、
実は不動産登記法の改正という

ことは、次の通常国会に提案いたしたいという事にした事情もあるのでございますが、この点につきましては、なお検討を要する問題がございまいま

すので、目下私どもの方におきまし

て、この業務、職域の範囲をどうしようかということで、細目の検討をいたしておきまして、今日のところ、まだ最終的に結論は出ておりません。

○龜田得治君　これは吸い方を間違ひ

ますと、相当やっばり問題が起きてくると思う。調査法を作るときには、やはり調査士というものは現況を明らかにするのだ、これが中心の考えで

あつたわけですかね。一種の支衛者

的なものです。ところが、実際は、現況はあまり明らかにしておらぬ。そういう問題になると、また当初法務大臣義論のような問題に入つて、その

と語った。その問題は、入って行くお

調査士の人もつと働いてゐる。けです。稲はやはり、現状では、あまり一元化ということを急がないで、

う。また登記所にも全然そういう技術面の人がおられわけですが。今の登記所は行政機関よりも貧弱です。そういう点で、台帳における現況把握はもっと充実をはかって、調査士の仕事はしっかりやらせてもらう。ですから現在の調査士でも足らぬのです。ほんとうに法務省がその仕事をやるのなら、それは十分そこで職域の問題は片づくし、問題は起るわけですが。そういうことなら現状のままではばらばらけるわけですから、司法書士の方からその方から不幸にしてそういう一元化の方向に進むにしても、統一してしまえばやはり現況把握と同時に権利関係の移動というものが一つの帳簿で処理されることになるわけですね。その場合に、どっちを重く見るかということから、これは司法書士と調査士のどこに仕事を配付するかということが出てくるのです。で、あまりはつきりした結論が出ておらぬようではありますが、やはりこの現況の把握は一度確定してしまえば一応格好がつくわけですね、もとが確定してしまえば。その後はやはりいろんな権利関係、これがやっぱり問題です。だから一通り物権法なりあるいは相続法なり、そういうようなものがわかっておる司法書士の方が扱っていくということが、筋が通るようには私は思うんですが。一元化されればやはり比重というものはそこにかかってこなければならぬという感じを持っています。それじゃ司法書士はあまり技術者でないから現況把握の点で非常に欠けるものが出てくるのではないかという議論も出るかもしれぬが、それは何か調査士に調査の仕事

やってもらって、たとえば調査士が調査の結果に基づいて証明書をつけるとか、そうして司法書士に渡せば、それに基づいて登記法上の手続は司法書士がやるということにすれば、事務の混淆というところは私には起らないと思う、明確になると思う。だからどっちか一本にやらす——どっちかでなしに、伝え聞くところによると、新しい登記簿の表題部の方は調査士がやるというふうな意見等を聞くのですが、これは私はいろいろの間違ひが起つてくると思うので、その場合には、調査士自体に相当法律的な知識がなければいかぬ。ほんとうにそれはまだきまつていないんです。か。ちよいちよい局長や課長があつてこちでしやべるのがだいたい波紋を呼んでいるがね。

○政府委員(平賀健太君) この表題部の登記の申請はどっちの職域にするかということとは、正直のところまだきまつておりません。しかし、根本は、今、権利関係の変動に関する登記の申請は、これは現在でも司法書士だけでは代理できるということになっております。これは将来一元化ができましたら、この間は司法書士の職域の範囲であることは間違いないと思えます。それから不動産の現況把握、ことに不動産の土地の測量なんかは、これは調査士の職域であることは当然である。それから測量の結果に基づく地図の作成、これなんかは調査士の職域であることは間違いないところであると思えます。ただ、現在では台帳の申告——現行制度のもとでは、台帳の関係では台帳の申告がなされます。それから登記の関係では表題部、たとえば地籍の變

更、分筆、合筆というような、表題部に関係のある登記の申請、これは登記の申請というところで司法書士の職域に属しているわけですが、この台帳の申告と表題部に関する登記の申請というものが、一元化をいたしますと、一本になるわけで、土地家屋調査士もできる、司法書士もできると、かち合うわけがございまして、そこを何とか合理的な配分というところを、必然的に起ってくるわけがございまして、根本の方向というのは、これは今、亀田委員も仰せのように明らかであります。が、その細部の点におきましては、なお検討をいたしたい。それからそれを最終的にきめますにつきましては、司法書士、土地家屋調査士、それぞれ連合会というものがございまして、十分両者の御意見も伺った上できめたい、こういうふうな考えております。

○亀田得治君 大体この程度にいたします。

○委員長(古池信三君) 本件に関する調査は、本日は、この程度にとどめておきます。

○委員長(古池信三君) 次に、請願案件の審査を進めたいと存じます。まず請願四百七十六号を議題にいたします。専門員に説明いたさせます。

○専門員(西村高兄君) 請願四百七十六号は、盛岡の地方事務局伊保内出張所庁舎等新築に関する請願でございまして、岩手県九戸郡九戸村長が請願者であり、千田先生の御紹介でござい

しておりますため腐朽はなはだしく、かつ雨漏り等によりまして、事務の執行はむづろのこと、重要書類の保存にも支障がある現状であるから、同出張所の事務所、住宅につきましては村が措置をいたしますので、倉庫につきましてこれを国庫ですみやかに新築されたいということでございまして。ただいま請願者の方から回っております印刷された文書表によりまして、「特に倉庫は国において昭和三十三年度に新築せられた」という趣旨が記載されておりますけれども、このことにつきまして、紹介議員の千田先生を通じてまして請願者の真意を問うたわけがございまして。これはやはりただいま申し上げましたように、三十三年度に限定しませんが、なるべく国庫においてすみやかに新築されたいという趣旨のごときものでございまして、そういう趣旨におとりいたしたい御審議いただければけっこうであると思ひます。

○委員長(古池信三君) 本件の請願につきまして、御質疑並びに御意見のありました方は御発言を願います。

○大川光三君 ただいまの請願四百七十六号は、この願意をおおむね相当と認めますから、採択してしかるべきと存じます。

○委員長(古池信三君) 本件採択に御異議ございせんか。

○委員長(古池信三君) 御異議ないものと認めます。それでは本件は採択することに決しました。

なお、本件について政府当局の御意見を求めます。

○政府委員(平賀健太君) 伊保内出張所は、これはかなり老朽庁舎でござい

まして、新營を考へておる次第でございまして、何分法務局の出張所は全国に千八百ございまして、この伊保内出張所よりもっとひどい老朽庁舎というものが他に多数ございまして関係、伊保内出張所を優先的に新營するということは、現在の状況ではなかなか困難でございまして、ただ応急的な整備だけは、これは早急にいたしたい、というふうに考へております。

○委員長(古池信三君) それでは次に、請願百三十一号、七百九十号、八百五十五号、九百五十八号、千六号、千七百号、千六百十一号、千七百五号、千四百十六号、千二百九十八号、以上十件を一括して議題といたします。同様本件に關しまして、専門員の説明を求めます。

○専門員(西村高兄君) 請願百三十一号外九件、ただいま委員長がお読み上げ下さいましたものにつきまして、一括して御説明を申し上げます。

その内容は、泥酔者の横行がだんだん戦後年を追うてはなはだしくなりまして、あるいは悪質なもの他人を殺傷したり、放火をしたり、大きな犯罪を起すことが多くなつておりますけれども、現行法によりますと、泥酔者のその犯罪を行いますときの気持が、心神喪失の状態においときなされるということが多いので、それを無罪とする建前である。それは非常に社会的に不安を來たしている現状でありますから、なるべく早い機会にこれらに対する保安処分法を制定する、そうして酒癖を矯正する設備を作つてもらいたい、大体その二つに分かれておるようございまして。保安処分法を制定することと矯正院を建てる、あるいはこの

矯正院を中央に置くとか地方に置くとか、若干内容の違いはございますけれども、ほとんどこの両方につきまして、それを内容として、その施設を国が早く実現してくれるようにという趣旨でございます。大体こういう泥酔者に関します処分につきましては、第二十七国会、それから二十八国会において数件出ております。そのときには刑法改正に関連して、その機会になるべく早くこれを処罰し、またそれによる社会的不安を除いてくれるようにという趣旨でございます、その関連におきまして大体御採択をいただいております。今回は直接刑法改正に関連したことではなく、保安処分法を作る、ただいま申し上げましたような矯正院とというような設備を作る、こういうような趣旨でございます。

○委員長(古池信三君) 本件に關しまして、政府当局の所見を聴取いたしたいと存じます。

○説明員（高橋勝好君） わが国におきましては飲酒の上の犯罪が放任されている、こういうふうにいわれておりますが、実際にはすべてがそういうものではなく、酒を飲んでいいたというだけで、酒を飲んでいいたという理由によって、かえって重く処罰される場合もあるのでございます。しかしながら、申し上げるまでもなく、刑法は故意または過失のある行為だけを処罰することにしたしておりますのでありますから、飲酒の結果、完全にめいていした行為のときに、自己の行動を全く弁識することができなかった場合には、心神喪失中の行為として無罪とするほかはないのでございますが、その場合でも、行為者があらかじめその行為を意

図して、進んで心神喪失の状態を招くために酒を飲んだ、あるいは自己の酒癖が悪いことを知りながら不注意にもめいていして、その上で犯罪を行なったというような場合には、またこの種の行為でありましても、故意または過失の責任が問われることになっておるのでございます。もちろん現在の法制

し、また、現在のめいてい犯罪の実情にかんがみまして、それまで待つことができないというふうな状態が痛感される場合におきましては、めいてい犯罪の取り締まりと酒癖矯正の保安処分の点だけを切り離して特別の立法措置を考えるということも一つの案である、かように考えております。

いて、御質疑並びに御意見のおありの方は御発言を願います。

（大川光三君） たいま議題となっております。おりまする請願第百三十一号外九件について、一応私の考え方を申し述べたいと存じます。

たたいまだ嵐からの御説明がございましたが、一体この請願の願意というもの、泥酔犯罪者の保安処分法の制定、こういわれておるのであります、その点については全く私も同感であります。しかし、一步進めて検討いたしてみるときに、泥酔犯罪者ということを対象にのみせずに、泥酔した者が町を横行闊歩するところにならず犯罪のきざしがあるのでありますから、いわゆる泥酔をした者が町をうろつき歩くということ自身も取り締りの対象にしなければならぬし、そういう者に対してのいわゆる保安処分法の制定ということも、私は必要であろうと考えます。しかし一面、まあ人權尊

ようという議論も、筋が通るかもしれないけれども、まあその点はいくち検討する問題として、一応泥酔者が往來をうろつき歩くということも一つ取り締りの対象にするということを考慮に入れなければならぬ、私はいかに考へておるのでありますが、しかし、ただいまのこの請願の願意はおおむね受

○委員長(古池信三君)　ただいまの大

川委員の御発言に關して、政府当局の所見をお聞きいたします。

○説明員（高橋勝好君）　ただいま仰せられました大川委員の御意見につきましては、私どもも全面的に賛成でございます。御承知のように現在におきましては、旧違警罪即決例にありましたように、泥酔して道路を徘徊するということにつきましては処罰規定はございませんが、道路交通取締法の六十八条には、交通の妨害になるような状態において道路に寝そべったという者を犯罪として取り締まることになっておりますので、その辺をさらに考慮いたしまして、今、大川先生おっしゃったような趣旨におきまして取り締まる。一種の軽犯罪としての取り締りもあわせて考慮したいと考えておりますし、また、現にいろいろ資料を集めております。

○委員長(古池信三君)　ただいま議題
となつております請願百三十一号外十
件は、これを採択することにしたして
御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(古池信三君) 御異議ないと認めまして、以上十件は採択することに決しました。次に、請願三百六号及

び千百四十七号二件を一括して議題といたします。

まず、専門員より説明を求めます。

それから千百四十七号、これは布施

市に大阪地方裁判所支部を設置して欲しい、という趣旨でございまして、請願者は大阪府の布施市長、紹介議員は亀田先生でございまして。この請願の趣旨は、東大阪地区の大半を占めております布施、八尾、河内、枚岡、柏原、この五市が近年非常に発展して参りまして、裁判事件もまた非常に増加をしていくわけでございまして、裁判機関をいたしましては、昭和二十二年に布施市に簡裁ができただけでございまして、地裁関係の事件については、そのつど大阪地裁まで出向いていかなければならない、そのことのために、この地区住民の経済的、時間的の負担が非常に多い、不便な状態でありまして、ここに大阪地裁の布施支部を設置せられたい、という趣旨であります。これは第十五、第二十五の国会に同趣旨の請願が出ておりまして、これが御採択になっております。そのことを申し添えておきます。

○委員長(古池信三君) 以上両件につきまして、裁判所の所見をお述べ願います。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) ただいまのまず最初に小倉支部の庁舎でございまして、その庁舎につきまして、経過と現状を簡単に申し上げたいと思います。

福岡の地方裁判所、家庭裁判所の小倉支部が、簡易裁判所と一緒に合同庁舎に入っております。それが非常に古い木造の庁舎であつたのでございまして、そこで昭和二十九年から新しい敷地に、延千三百坪余りの庁舎を建てまして、そこに地方裁判所の支部と簡易裁判所が入りまして現在に至つたのでございまして。この新庁舎は地方裁判所支部及び簡易裁判所庁舎としてもやや狭いのでございまして。十分な法廷や、また設備ができていないばかりでなく、ただいま御指摘のございました家庭裁判所の支部が合同庁舎へ入りますためには、さらに千坪程度の増築を必要としたして行くわけでございまして。そこで、これにつきまして予算を要求いたしました結果、昭和三十四年度の年度の予算において鉄筋コンクリート作りの三階建、これが延千八百坪ばかりになります。千八百坪の増築が認められたわけであります。三十四年度の予算におきましては、基礎工事の工費が入つて行くわけでございまして、今後は継続工事として優先的に予算が計上せられることになるものと存じます。従来の例から見ますと、完成までに三年くらいは必要かと思われまが、この今後の予算計上の額のいかんによることではございまして、けれども、最高裁判所といたしまして、なるべく早くこの工事の完成をいたすように予算の要求をいたしたいというふうに考えている次第でございまして。従いまして、この家庭裁判所支部の庁舎につきましては、多少の日時はかかりますが、最高裁判所といたしましては、今日非常に明るい見通しを持って行くわけでございまして。

次に、布施市の大阪地方裁判所の支部を設置する問題でございまして、これにつきましては、布施市の今日の発展の状況から考えまして、その人口から見ましても、あるいは私どもで、かりに支部を置いた場合にどれだけの事件があるかというように調べて

みましても、もとより相当の件数に上るわけでございまして、そういう意味におきましては、支部を設置してしまふべき場所のように考えられるのでございまして。しかしながら、他面におきましては、今日管轄しております大阪地方裁判所と本庁との関係でございまして、交通事情から見ますと、今日におきましては布施市と大阪との間の交通事情が相当に便利になっているのでございまして、御承知のように布施市から大阪の上本町六丁目までござい

ますが、そこへ出ます電車、それからさらに大阪の地方裁判所の本庁へ参ります交通機関等を考えましても、今日は相当便利になっているのでございまして。そういう点からも考えて、それからさらには裁判所の職員数その他の制約等を考えまして、いろいろまた検討しなければならぬ面が出てくるわけでございまして。御承知のように地方裁判所、家庭裁判所支部は、全国方々に置かれて行くわけでございましてけれども、こういった予想された事件数であるとか交通機関であるとか、そういう点をいろいろ勘案いたしまして支部の設置をきめるわけでございまして、布施市につきましても、そういう点についてなお検討していただきたい点もあるわけであります。最高裁判所といたしましては、今後なお一そうよく検討いたしまして、善処いたしたいと考えております。

○委員長(古池信三君) 本件について御質疑並びに御意見のおありの方は御発言を願います。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(古池信三君) 速記を始め

て。

○大川光三君 ただいま議題となりました請願三百六号につきましては、先ほど当局から御説明もありました通り、われわれも全くその感を同じくいたしますので、採択あつてしかるべきかと存じます。

また、請願千四百七十七号につきましては、先ほど当局より布施市が本庁との交通が便利であるという意味のお言葉がありました。これは同じ大阪地方裁判所管下の堺支部とにらみ合してみますと、その交通関係においても、おそろしく取り扱います事件においても、堺支部と布施市外四市との関係においては大きな差がない。従つて、堺支部に均衡をとるといふ意味からも、布施支部の設置は妥当である、かように考えます。よつて本請願は採択あらんことを望みます。

○亀田得治君 ちょっと私も……。一千四百七十七号の意見を申し上げますが、大阪では例の堺がありますけれども、交通関係からいいますと、堺から難波に出て、地下鉄で大阪地方裁判所までずつと行つちゃうんです。これはもう非常に便利になつておる。だからといって、それでは堺のやつを廃止できるといへば、そういう実情ではやっぱりないです。あれだけの背後地というものをかかえておるわけですから、あまり交通関係だけにこだわつてものを言うのは、その点だけでも多少不適当だと思ふんです。しかし、それもある程度考えなければいかぬでしょうが、布施の場合は、布施並びにその背後地というものは、現在の大阪地裁へ出るのには、やはり相当不便にできておるわけです。この大阪と

いう所は、南と東と北と、三つにわけますと、北の方、つまり吹田とか豊中方面、これは現在の地裁には非常に便利なわけです。交通機関がすつともう地裁の近くまで行つちゃうわけです。だからその三つを比較しますと、やはり東の布施並びにその背後地というのが、地下鉄の利用もできないし、不便なんです。で、交通だけから見ても、なるほどそれはいなかの府県よりは便利かもしれません。しかし、大阪自体として考えてみますと、南北に比較してやはり一番不便な所です。しかしそれよりも、実質的に布施を中心にした、やはり相当事件が多い、やういふ意味でこの辺に一つ置いてもらいたい。むしろやっぱり実質の問題ですね、そういうふうには一つお考え願つて御検討をしてほしいと思つて

います。以上、意見を付加して、大川委員の御意見に賛成いたします。

○委員長(古池信三君) それでは請願三百六号及び千四百七十七号の両件は、いずれもこれを採択することにいたして御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古池信三君) 御異議ないと認めます。それでは採択することに決しました。

ただいま採択することに決しました。請願は、いずれも議院の会議に付し、内閣に送付を要するものと審議決定することに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古池信三君) 御異議ないと認めます。

なお、審査報告書につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古池信三君) 御異議ないと認めます。

ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(古池信三君) 速記を始め

て。それでは午前の審査はこれにて一応終了しました。午後は一時十五分より再開をいたします。それまで休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後三時三十五分開会

○委員長(古池信三君) それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

最初にまず委員の異動について御報告いたします。江田三郎君が辞任され、棚橋小虎君が補欠選任されました。また棚原亨君が辞任せられ土田国太郎君が補欠選任されました。

○委員長(古池信三君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。御質疑のある方は御発言を願います。——他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古池信三君) 御異議ないと認めます。両案についての質疑は終了することに決しました。

それではこれより裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律等の

一部を改正する法律案、以上二法律案を一括して討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○野本吉吉君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案並びに検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案に對しまして、次の附帯決議を付しまして賛成の意を表します。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案に對しまして、次のような附帯決議を付したいと思います。案文を朗読いたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

憲法上保障された裁判官の特別の地位及びその使命の重要性と法曹一元の理想にかんがみ、政府及び最高裁判所は、今後裁判官の待遇及び任用制度の改善について根本的に検討し、特に、下級裁判所裁判官の報酬

について、その優遇に努力するとともに、本法の運用は最高裁判所の責任と権限においてなされるべく、右の趣旨に反する協定のとき規制を加えないよう十分留意することを要望する。

右決議する。

この附帯決議を付するに至りました理由につきましては簡単に申し上げます。

裁判官の地位及びその使命の重要性にかんがみまして、われわれは常にその優遇の道を開くべきであることを主張して参つたのでありますが、この法案においてその趣旨が表われて参ります。

したことを、私どもは喜んでおる次第でございます。ただ、本法律案の審議の途上におきまして、たまたま、いわゆる第三者協定というものが陰に隠れておつたのが暴露されて参りました。この第三者協定は、国会の審議権を拘束するといふ点から見まして、われわれのきわめて遺憾とするところでありますし、また、かような協定の存在が裁判官の優遇の趣旨にそむくものである、かように考えまして、私どもはきわめて遺憾の意を表して参つたわけでありました。従つて、右申し上げました理由に基きまして、先ほどの附帯決議を付しまして、強く政府及び関係当局者に向ひまして、われわれの決議の趣旨が今後においてゆがめられないやうにといふことを要望する次第であります。これが附帯決議を付しました理由であります。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議。案文を朗読いたします。

検察官の地位及び使命の重要性にかんがみ、政府は、今後さらに検察官の待遇改善策を検討し、その優遇に鋭意努力すべきであります。

右決議する。

この附帯決議もまた検察官の地位及び使命の重要性にかんがみまして、われわれは常にその優遇の道を開くべきであることを主張して参つたのでありますが、この法案においてその趣旨が表われて参ります。

以上申し上げて、私は両案に對

しまして、ただいま申し述べました附帯決議を付しまして賛成の意を表します。

○龜田得治君 両案並びにただいま野本委員から御提案の附帯決議にも全部賛成いたします。

簡単に理由を申し上げますが、戦後新憲法下で裁判官並びに検察官の待遇をどうするかということが第二国会当時大きな議論になりました。その当時、検察官と裁判官の差をつける、やうしてまた、検察官を含めていゝゆる司法官を一般の行政官よりも優遇する、こゝういふ考え方が明確にされたわけでありました。しかるに、その後いつのまにかこゝういふ原則が多少ゆがめられたといふ傾向が若干あつたやうでございます。今回その点幾らかでも第二国会当時の考え方に戻つてきたといふことがこの法案の中に具体的に現われておりますので、こゝういふ意味で私は積極的にこの両案に賛意を表するものであります。ただし、これはまだ足りないに検討すれば十分ではありません。こゝういふ意味で今後政府並びに最高裁判所においても、十分一努力をしてみたいと思ひますし、附帯決議もまたむしろこゝういふ点が大きな重みを持たして書かれておるわけでありまして、一つ努力をしてほしいと思ひます。例の三者協定の問題ですが、この問題は委員会の質疑の過程ですでにその性格、効力等が明確になつておるわけですが、先ほどの附帯決議によりまして、なお一そうこゝういふものは効力のないものであるといふような点がはっきりさせられたと解釈します。なお、今後こゝういふふた三者協定といったやうなものが最高裁判所の少しでも意

に沿わないやうな格好で作られるといふことのないやうに、これは一つお互に十分努力をしてもらいたいと思ひます。それに関して、私たち最高裁判所を相当擁護しなければならぬ、こゝういふ考え方もあつて、この案といふものに取組んだわけですが、しかし翻つて考えると、最高裁判所自体がなぜこゝういふものに簡単に調印をするのかといふことを、実は非常に率直に言つて、これはふがひなく考えているわけですから、憲法上これは明らかに国会、内閣と対立して重大な使命を負わされていゝる。こゝういふ点から、やはり今後毅然たる態度をもつて進んでほしいと思ひます。閣議における発言とか法案の提出権とか、いろいろな点で不便な点はあるでしょうが、しかしもしそれが制度上の欠陥だといふのであれば、こゝういふ点の解決をするのに努力すべきであつて、何かこゝういふ欠点があるからといったやうなことでは、これは私は国民が最高裁判所に寄せている期待に沿わないものだと思ひます。こゝういふ点を、特に私この法案審議に関連して感じましたので、この際、意見を申し上げます。

以上、全部に賛意を表します。

○委員長(古池信三君) 他に、御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより直ちに採決を行います。まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案を、原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古池信三君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致をもつ

て可決いたします。

て原案通り可決すべきものと決しました。

次に検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案を、原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古池信三君) 全会一致であります。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決しました。

次に、討論中に述べられました野本君提出の附帯決議案を一括して議題といたします。野本君提出の附帯決議案を、それぞれただいま可決せられました両案に対しての本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古池信三君) 全会一致であります。よって野本君提出の附帯決議案は、それぞれ裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案並びに検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案に対しての本委員会の決議とすることに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました附帯決議につきまして、法務大臣並びに最高裁判所当局の所信をお述べ願います。

○国務大臣(愛知揆一君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案並びに検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、長い期間にわたりまして慎重に御審議をいただきまして、まことに恐縮に存する次第でございます。

ただいま御決議になりました両案に対する附帯決議に対しましては、これ

らの法律成立の際におきまして、この法律の制定の経過並びに趣旨にかんがみまして私どももいたしましては善処することにはいたしたいと存じます。

○最高裁判所長官(横田正俊君)

裁判官の報酬等に関する法律の改正案につきまして、ただいま全会一致をもって御可決いただきました上に、きわめて裁判所に御理解のある附帯決議をいただきましたことを非常に感謝いたす次第でございます。法律が制定されました後は、この趣旨をよく体しまして善処いたしたいと存じます。

○委員長(古池信三君) それでは両案の審査報告書につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古池信三君) 御異議ないと認めます。

次回は、決定次第御通知申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、でい酔犯罪者の保安処分法制定促進等に関する請願(第一二九八号)

第一二九八号 昭和三十四年三月六日受理

でい酔犯罪者の保安処分法制定促進等に関する請願(二通)

請願者 東京都千代田区富士見

町三ノ一法政大学内

大木越夫外一名

紹介議員 西岡 ハル君

でい酔者横行は戦後年を追うてはなほだしく悪質な者はみだりに他人を殺傷しあるいは放火などの大犯罪をおこすことが多くなつてゐるが、現行法によると、でい酔犯罪者が心神喪失とみなされるときは無罪となる建前であるので、つねに社会は不安をきたしてゐる現状であるから、すみやかに、これらの者に対する保安処分法を制定するとともに、国立の酒癮矯正院を東京に建設せられたいとの請願。

昭和三十四年三月三十一日印刷

昭和三十四年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局